

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性と公正性を確保する効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築により、多様な利害関係者との適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たすことが、長期的・持続的な企業価値向上に資するものと考えます。当社は「監査役設置会社」の統治形態を採用しており、この枠組みの中で経営の効率性を確保しつつ監督・監視機構の実効性を高めるため、取締役会・監査役会を中心とした経営統治機構の整備を進め、経営者の報酬・後継者の選定・内部統制・リスク管理等の諸問題に対処しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	23,602,600	6.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,571,100	5.37
全国共済農業協同組合連合会	13,695,500	3.58
日本生命保険相互会社	13,061,163	3.41
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT TREATY CLIENTS	6,927,300	1.81
明治安田生命保険相互会社	6,453,312	1.69
STATE STREET BANKWEST PENSION FUND CLIENTS EXEMPT	5,792,246	1.51
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	5,397,042	1.41
MELLON BANK, N. A. ASAGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS USPEN SION	4,820,873	1.26
野村信託銀行株式会社(投信口)	4,623,500	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	——
--------------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は2011年3月31日現在の状況です。
なお、同日付現在で大株主の状況に記載の他に当社が保有する自己株式34,611,169株(割合9.04%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

—

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	10名
定款上の取締役の任期 <small>更新</small>	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
青本 健作	他の会社の出身者									○
塩谷 隆英	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
青本 健作	○	—	日本輸出入銀行における国際銀行業務および銀行経営の豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から経営に有用な意見・提言を行なうことが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役として適格と判断したため。
塩谷 隆英	○	—	経済企画庁等における経済行政などの豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から経営に有用な意見・提言を行なうことが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役として適格と判断したため。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <small>更新</small>	設置している
定款上の監査役の員数 <small>更新</small>	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査内容の報告を受けるほか、監査計画・実施状況等について情報を共有しています。監査役は、内部監査を担当する業務監査室から定期的に監査内容の報告を受けるほか、監査計画・実施状況等について情報を共有しています。また監査役は、グループ各社の監査役で構成し定期的に開催されるグループ監査役連絡会に出席するとともに主要な子会社の監査役を兼任し、これを通じて各社の情報を把握しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小野寺 弘夫	他の会社の出身者									○
山田 洋暉	他の会社の出身者									○
藤本 美枝	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
小野寺 弘夫		—	日本銀行における中央銀行業務および事業会社における企業経営の豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の監査を的確に実施することが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外監査役として適格と判断したため。
山田 洋暉		—	国際銀行業務および金融機関における企業経営の豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の監査を的確に実施することが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外監査役として適格と判断したため。
藤本 美枝		—	弁護士活動を通じて得られた企業法務に関する豊富な経験と高度な専門的知見をもとに、当社の監査を的確に実施することが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外監査役として適格と判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
---	----

その他独立役員に関する事項

取締役 青本健作
平成23年3月期開催の取締役会13回のすべてに出席し、主に金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べています。

取締役 塩谷隆英
平成23年3月期開催の取締役会13回のすべてに出席し、主に経済企画庁等において培われた高い識見から当社の経営に関し適宜意見を述べています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

- (1)業績連動型報酬制度の導入…従前の取締役賞与金に代わるものとして平成18年7月より業績連動型の報酬を導入し、当社の企業価値向上へのインセンティブを強化しました。これに伴い取締役の年額報酬限度額を360百万円から450百万円に増額しました。
- (2)業績連動型報酬の算定方法…短期業績インセンティブとして、前年度の連結当期純利益実績額に一定の係数を乗じて算出した金額を社長報酬額とし、これを基準として役位別の指数を乗じたものを業績連動型報酬としています。なお、社外取締役には業績連動型報酬は支給していません。
- (3)ストックオプション制度の導入…当社取締役について平成18年7月に退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして当社業績向上に対する取締役の意欲や士気を高めていくことを目的としてストックオプション制度を導入しました。当制度によるストックオプション報酬は、取締役報酬の限度額とは別枠の90百万円を限度額とするもので、新株予約権の総数として年間120個(新株予約権の目的となる普通株式の数として年間60千株)を上限に付与しています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

前項(3)のストックオプション制度とは別に当社グループに対する経営参加意識を高め、業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に平成14年10月、平成15年10月および平成22年10月に実施しました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

開示状況に関する詳細は以下のとおりです。

- ・有価証券報告書においては、役員区分ごとの報酬等の総額、金銭報酬等の種類別報酬額および対象となる役員の員数、並びに役員報酬等の決定方法等を開示しています。
- (ご参考)平成24年6月22日 有価証券報告書46ページ(コーポレートガバナンスの状況等)
http://www.kuraray.co.jp/ir/library/pdf/securities/130_y.pdf
- ・事業報告においては、社内取締役および社外取締役の別に各々の報酬の総額および役員の員数を開示しています。
- (ご参考)第130回定時株主総会招集ご通知17ページ(役員の報酬等の総額)
http://www.kuraray.co.jp/ir/presentation/pdf/meeting_130_01.pdf

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法は以下のとおりです。

役員の報酬は、長期的・持続的な企業業績および企業価値の向上を実現させることへの対価であるという基本的な認識・方針のもと、職責に見合う報酬水準および報酬体系となるよう設計しています。

- ・役員報酬の種類
- 取締役報酬は金銭報酬(役位別定額報酬と業績連動型報酬)とストックオプション報酬により構成されています。
- ・役員報酬総額の限度額
- 平成18年6月28日開催の当社第125回定時株主総会において、当社の取締役の報酬総額限度額について次のとおり決議されています。なお、取締役10名に対し平成22年10月に付与した新株予約権29百万円は、次の役員報酬とは別枠とすることが平成22年6月24日開催の定時株主総会において決議されています。
- 〈1〉取締役の報酬額 年額450百万円以内
- 〈2〉取締役に対するストックオプション報酬額(〈1〉とは別枠) 年間90百万円以内
- ・役員報酬等の算定方法
- 取締役会の授權を受けた社長は、上記総額限度額の範囲内で、取締役会の定める一定の基準に基づき、各取締役の報酬を決定しています。種類別報酬の算定方法は以下のとおりであり、基準となる社長の報酬は、社外の有識者を中心とする経営諮問会議に諮った上で決定しています。
- 役位別定額報酬:社長の役位別定額報酬を基準とし、これに役位別に定められた指数を乗じて算出した金額を基本として各役位別定額報酬としています。
- 業績連動型報酬:短期業績インセンティブとして、前年度の連結当期純利益実績額に一定の係数を乗じて算出した金額を社長報酬額とし、これを基準として役位別の指数を乗じたものを業績連動型報酬としています。なお、社外取締役には業績連動型報酬は支給していません。
- ストックオプション報酬:(平成22年6月付与)中・長期的なインセンティブとして、1株あたり行使価格1円のストックオプション(行使期間を退任後一定期間に限定)を付与するものです。付与個数は、役位別に定める基準額をもとに決定しています。
- (平成22年10月付与)中・長期的なインセンティブとして、1株あたり行使価格1,078円のストックオプションを付与するものです。付与個数は役位別に定めています。

(ご参考)平成24年6月22日 有価証券報告書47ページ(コーポレートガバナンスの状況)
http://www.kuraray.co.jp/ir/library/pdf/securities/130_y.pdf

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役・社外監査役に対し、定例および臨時の取締役会の議案を事前に配布し説明を行うことで、情報の共有化を図っています。社外取締役については、総務部秘書グループのスタッフ(3名)がその活動を補佐しています。また、社外監査役を含む監査役の職務を補助するため監査役スタッフ(2名)を置き、監査活動に必要な情報の収集・提供、補助事務の遂行などのサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は「監査役設置会社」の統治形態を採用しており、この枠組みの中で取締役会・監査役会を中心とした経営統治機構の整備を以下のとおり進めています。この機構整備により、経営の効率性を確保しつつ監督・監視機能の实效性を高め、長期的・持続的な企業価値向上に資することができますと考えています。

(1)取締役会と業務執行機関

取締役会(月1回以上開催)は、取締役会規則を定めて法定事項を含む経営上の重要事項を審議決定するとともに、業務執行の監督にあたります。取締役会による機動的な経営の意思決定を図るため、取締役の定員は10名以内と定め、株主に対する責任を明確化するためその任期を1年としています。現任の取締役は10名、うち2名は経済・金融・経営等に豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役を任用し、独立した第三者の立場から経営の監督機能を担っています。

社外取締役の独立性及び社外取締役の選任に関する当社の考え方は以下のとおりです。

・青本健作氏は、日本輸出入銀行における国際銀行業務および銀行経営の豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から経営に有用な意見・提言を行うことが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役として適格と判断しています。

・塩谷隆英氏は、経済企画庁等における経済行政などの豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から経営に有用な意見・提言を行うことが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外取締役として適格と判断しています。

当社と社外取締役との間には人的、資本的または取引関係その他の利害関係はありません。当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。取締役会で選任された社長は、業務執行の最高責任者として、当社グループの全組織における業務執行を総理します。当社の各組織における業務執行は、取締役会で選任され、社長の権限を委譲された執行役員(任期1年)がこれを行います。執行役員はカンパニー、事業部および主要職能組織の長の職位に就き、執行責任と業績に対する結果責任を負います。これにより取締役としての経営意思決定・監督の責任と、業務執行上の責任とを明確に分離しています。なお一部の取締役は執行役員を兼務しています。社長は経営会議(原則として月2回開催)のほか各種会議・委員会を設置し、グループの経営方針・執行に関する重要事項について審議・答申させます。

(2) 監査役会と内部監査

監査役は5名とし、うち過半数の3名は独立した社外監査役としています。
社外監査役の独立性及び社外監査役の選任に関する当社の考え方は以下のとおりです。

・小野寺弘夫氏は、日本銀行における中央銀行業務および事業会社における企業経営の豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の監査を的確に実施することが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外監査役として適格と判断しています。

・山田洋暉氏は、国際銀行業務および金融機関における企業経営の豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の監査を的確に実施することが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外監査役として適格と判断しています。

・藤本美枝氏は、弁護士活動を通じて得られた企業法務に関する豊富な経験と高度な専門的知見をもとに、当社の監査を的確に実施することが期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した社外監査役として適格と判断しています。なお、藤本氏の所属する坂井・三村・相澤法律事務所と当社の間には特別な関係はありません。

・常勤監査役眞鍋光昭氏は、長年経理・財務業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

会社と社外監査役との間には人的、資本的又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役は取締役会など重要な会議に出席するほか、主要な文書の閲覧、業務状況の聴取などの調査を通じ、取締役の職務遂行を監査します。監査役会は原則として月1回開催します。

監査役は、会計監査人であるあらた監査法人、および内部監査を担当する業務監査室(8名)より監査内容の報告を受けるほか、監査計画・実施状況等について情報を共有しています。また監査役は、主要な子会社の監査役を兼任し、適宜子会社監査を実施するとともに、グループ各社の監査役で構成し定期的に開催されるグループ監査役連絡会に出席し、これを通じて各社の情報を把握しています。

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

また、監査役の職務を補助するスタッフとして、監査役スタッフ(2名)を置いています。

(3) 経営諮問会議

社長の業務執行に関して法令遵守、株主権保護、経営の透明性確保の視点から助言する諮問機関として、経営諮問会議を設置しています。同会議は7名の常任メンバーを置き、うち4名は企業経営や企業法務に豊富な経験を持つ社外有識者としています。同会議は原則として年2回開催し、重要な経営方針や経営課題、社長の進退、後継者候補、報酬等に関し社長への助言を行います。

(4) 会計監査の状況

当社会計監査人であるあらた監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。また、同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないような措置を自主的にとっています。なお平成23年3月期の事業年度において、会計監査人の業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかわる補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員: 仲澤 孝宏(継続監査年数 3年)/ 北川 哲雄(継続監査年数 4年)

監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名、会計士補等 12名、その他7名

監査報酬の内容

当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る監査報酬等の額 78百万円
当社と当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 98百万円

監査報酬の決定方針

当社の監査報酬の決定に際し、代表取締役は監査計画の妥当性を検証の上、監査役会の同意を得ています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は豊富な経営経験・専門的知見を有した社外監査役を含む「監査役設置会社」制度を採用しており、同じく客観的な立場から経営に有用な意見・提言を行う社外取締役の選定とあわせた現状の体制により、経営の公正性と透明性が確保されると認識しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前の早期発送を原則としている。第130回定時株主総会(6月22日開催)においては5月31日に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の7日前である平成23年6月22日に開催。
電磁的方法による議決権の行使	平成19年6月20日開催の第126回株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJ(インベスターズ・コミュニケーション・ジャパン)の運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用が可能。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英訳し、自社ウェブサイトと議決権電子行使プラットフォームに掲載している。
その他	総会後に株主と当社役員の懇談会を開催。また総会の模様(動画映像)を当社ウェブサイトにて翌日配信している。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2007年に作成・公表した。現在はホームページで開示している。 http://www.kuraray.co.jp/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催。2010年度は説明会および工場見学会を各1回ずつ実施した。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催し、説明会に参加できない遠隔地域の投資家や個人投資家との情報格差をなくすため、質疑を含めた説明会の模様(動画映像)を当社ウェブサイトにて即日配信している。(英語版も同日)	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年3回(欧州1回、米国1回、アジア1回)	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示資料、プレスリリース、決算説明会の動画配信及び説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株式情報等のほか、投資家の利便性を考慮して配当方針、過去の業績データ(エクセル)、当社を分かりやすく説明したコンテンツ等の任意の資料も掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・広報部にIR業務を担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業活動規準」「クラレグループ行動規範」に規定、公表
環境保全活動、CSR活動等の実施	クラレは2003年に社会環境委員会、企業倫理委員会を統合して「CSR委員会」を設置し、グループとしてのCSR推進体制を強化しました。CSR委員会は経営レベルの専門委員会として4つの下部委員会(社会・経済委員会、環境安全委員会、温暖化対策委員会、リスク・コンプライアンス委員会)を設け、全社的な方針や目標を検討し、CSRテーマに関する計画の評価や実績を集約して経営に報告しています。各委員会を構成する専門職能部署はCSRに関する計画にもとづいて、グループの各組織と連携してそれぞれのテーマに取り組みます。これらCSR活動の実績は「CSRレポート」として毎年公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「クラレグループ情報開示ポリシー」、「会社情報開示ガイドライン」に規定

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(内部統制の基本的な考え方)

当社グループは、内部統制を整備し運用することが経営上の重要な課題であると認識し、取締役会で以下の「内部統制の整備の基本方針」を決定しています。

1. 取締役および従業員の法令等遵守およびリスク管理の体制

- (1) 取締役は、法令等遵守に関する方針を決定・周知し、コンプライアンス管理部署を設けて、その執行状況を監督します。
- (2) 取締役は、CSR委員会を設け、グループとしての統合的な法令等遵守・リスク管理の体制を整備、運用させるとともに、その執行状況を監督します。
- (3) 取締役は、財務報告の適正を確保するため、グループとしての運営基準・規定等を定めるなど、財務報告に係る内部統制を整備、運用させるとともに、その執行状況を監督します。

2. 取締役の効率的な職務執行およびそれに関する情報の保存・管理の体制

- (1) 取締役は、取締役会および経営会議等の諸会議への付議・報告を通じて経営方針を徹底し、中期計画や年度計画を通じた業績管理を適切に行わせるとともに、その執行状況を監督します。
- (2) 取締役は、事業運営の権限と業績責任を担うカンパニー、および本社・研究所・事業所などの職能組織を通じて、効率的な業務運営を図らせるとともに、その執行状況を監督します。
- (3) 取締役は、主要会議の議事録・資料と、執行に係る情報・報告書等について、社内管理規定に従って適切に保存管理します。

3. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役は、中期計画や年度計画を通じて、グループとしての運営方針を決定し、効率的な業務運営を図らせるとともに、その執行状況を監督します。
- (2) 取締役は、国内外のグループ会社を統括管理する部署を設けて、業務の適正を図らせるとともに、その執行状況を監督します。

4. 監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は監査役職務を補助するために、監査役スタッフを配置します。
- (2) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令により業務を行い、その人事・処遇については取締役と監査役が協議します。
- (3) 取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果を報告します。
- (4) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち意思疎通を図るほか、監査役が、外部専門家および内部監査部門と連携して、実効的な監査を行うことができる環境を整備します。

5. 上記の内部統制の整備および運用に関し、内部監査部門がクラレグループの内部監査を実施し、監査役は取締役の職務の執行状況を監査します。

(内部統制・リスク管理の整備状況)

・業務の組織的かつ能率的な運営を図ることを目的に、「職制規定」において、当社の組織、業務分掌及び職位、権限に関する基準を定めています。同規定には、全社組織が分掌する業務内容とその範囲を示した「業務分掌」、社長の権限として留保される事項を示した「決裁権限基準表」を付しています。なお、社長の権限として留保される事項以外の事項の決裁基準については、「全社決裁基準」に定めています。社長による業務執行上の重要事項を審議する「経営会議」や「コーポレートレベルの会議」等主要な会議体の設置については、「全社決裁基準」に定めています。

・グループ会社に関しては、国内・海外グループ企業運営基準にもとづき、経営企画室経営管理部及び海外事業統括本部が各々統括管理しています。

・社長および取締役会が会社の内部統制を監督・監視するために、全取締役およびリスク管理関係の職能の長をメンバーとする内部統制委員会を設置し、定期的に財務報告およびリスク管理にかかわる内部統制を評価しています。

・CSR委員会は経営レベルの専門委員会として4つの下部委員会(社会・経済委員会、環境安全委員会、温暖化対策委員会、リスク・コンプライアンス委員会)を設け、全社の方針や目標を検討し、経営に提案しています。

・CSR委員会(リスク・コンプライアンス委員会)で経営レベルのリスクを評価、審議するとともに、法令遵守、労働災害、保安防災、環境、品質保証、海外事業などの個別リスクを監督する部署や重点リスクを統括管理する部署を設けています。また、さまざまな検証システムを通して、リスク管理状況の確認や改善を行っています。さらに、グループとしてのいっそうの体質強化をめざして、全社的リスクマネジメントの見直し、整備を進めています。

・万が一、重大な緊急事態が発生したときは、社長が自らを本部長とする「緊急対策本部」を設置し、迅速な対策を実行する体制としています。

・クラレグループは社会との幅広い係わりの中で、すべての企業活動が地球環境・市民社会と調和したものであるための企業行動のあり方を示した「企業活動規程」を定め、グループ全役員・従業員に周知するとともに社外へ公表しています。さらに、企業利益よりも法令・企業活動基準を優先することを「コンプライアンス宣言」で明言し、「企業活動基準」を具体的に表現した「クラレグループ行動規範」と事例解説を含む「コンプライアンス・ガイドライン」をまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を全従業員に配布、教育しています。法令及び同規程等に反する行為があった場合の内部通報制度として「クラレグループ社員相談室」を設け、公益通報者保護法にもとづく相談者の保護を図りながら、不正・違法な行為や倫理に反する行為の早期把握と対処にあたっています。

・社長に直属した内部監査部門である業務監査室が、グループ各社を含む各組織における業務運営の適法性、妥当性、有効性を監査し、監査結果を内部監査報告会にて社長および関係部署の責任者に報告するとともに、監査役会への説明を行っています。

・財務報告に係る内部統制については業務監査室がグループ全体の内部統制の評価を実施しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

クラレグループは社会との幅広い係わりの中で、すべての企業活動が地球環境・市民社会と調和したものであるための企業行動のあり方を示した「企業活動規程」を定めています。その下位規定である「クラレグループ行動規範」の中で「反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持ちません。」としており、コンプライアンスハンドブックの配付、企業倫理に係る研修などを通じ取締役、従業員がこの行動規範を遵守するよう、周知徹底に努めています。加えて利益供与の禁止や、寄付等の取扱い等についても別途規定を定め、社会との健全な関係を保つようグループ全体で啓蒙活動に努めています。不当要求等有事の際は責任部署である本社総務部に情報を収集、管理する体制が整っており、警察、弁護士等外部専門機関との連携を図りながら、総務部長が不当要求防止責任者として対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 買収防衛に関する事項

当社は、平成21年6月19日開催の当社定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て、平成19年6月20日に導入し同日をもって有効期間を満了した当社の株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「原プラン」)に替えて、内容を一部変更した当社の株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」)を導入しました。

本プランの内容及び、原プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ・原プランでは、対抗措置発動の手続として、当社取締役会が特別委員会に対する諮問を行い、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の是非を判断することを基本としていましたが、本プランでは、この手続のほかに、所定の場合には、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するために、株主意識確認総会を招集することもできることとしました。
- ・特別委員会の委員は、原プランでは社外監査役又は社外有識者から選任されるものとしていましたが、本プランでは、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとなりました。
- ・本プランの有効期間を3年としました。
- ・本プランにおいて対抗措置として無償割当てとする新株予約権の取得に関し、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者等が所有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないことを明示しました。
- ・株券電子化、金融商品取引法等の施行に合わせて、関連部分を変更しました。

本プランの概要は以下のとおりです。

1. 当社の基本方針の概要及び本プラン導入の目的

昨今、買収対象会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ず、いわば敵対的に、突如として株式の大量買付けを強行する動きが顕在化しています。こうした一方的な株式の大量買付けの中には、

- (a) 株主の皆様に必要な情報が提供されず、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
 - (b) 株主の皆様がその条件・方法等の検討を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないもの
 - (c) その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの
- 等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものといえます。
- 当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の様々な源泉をなす重要な経営資源を十分に理解した上で、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えています。したがって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。
- 本プランは、このような基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、買付者及び買付提案者(併せて、以下「大量買付者」)が当社の株式の大量買付行為(注)を行う場合の手続(以下「大量買付ルール」)を定め、大量買付者に対し、株主の皆様のご判断に必要な情報の提供と、当該大量買付行為の評価・検討等に必要期間の確保を求め、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

2. 本プランの適用開始と有効期間

- ・本プランの有効期間は、平成24年6月開催予定の当社第131回定時株主総会の終結時までの3年とします。

3. 大量買付ルールの概要

- ・大量買付者が大量買付行為を行う場合には、その実施に先立ち、大量買付ルールを遵守する旨の誓約その他一定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。
- ・当社取締役会は、意向表明書を受領後10営業日以内に、大量買付者に対し、提出していただくべき情報を記載したリストを交付します。大量買付者には、これに従い、当社株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大量買付情報」)を提供していただきます。
- ・当社取締役会は、大量買付者による大量買付情報の提供が完了したと客観的に判断する場合には、速やかに、その旨を大量買付者に通知するとともに、株主の皆様にご公表します。その後、当社取締役会による大量買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行うための期間(以下「取締役会評価期間」として、最長60日(対価を現金(円貨)のみとする当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大量買付行為の場合)又は最長90日(その他の大量買付行為の場合)の範囲内で合理的に必要な期間を設定します(なお、当社取締役会は、やむを得ない事由がある場合には、取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします。)。大量買付者は、下記4.(1)(c)記載の株主意識確認総会が招集される場合を除き、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。
- ・当社取締役会は、取締役会評価期間内において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から大量買付行為の条件・方法等の評価・検討を行い、大量買付行為に関する意見をとりまとめ、その内容を大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表します。また、必要に応じて、当該大量買付者との間で大量買付行為の条件・方法について協議・交渉するとともに、株主の皆様に対する代替案の策定等を行います。

4. 大量買付行為がなされる場合の対応方針

(1)対抗措置発動の条件

(a)大量買付者が大量買付ルールに従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合
この場合には、具体的な大量買付行為の条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう敵対的な買付行為とみなし、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。

(b)大量買付者が大量買付ルールに従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

この場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に対して反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大量買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

(c)株主意識確認総会を招集する場合

・上記(a)、(b)及び下記5.(2)にかかわらず、当社取締役会は、所定の場合には、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するために、株主意識確認総会を招集することができるものとします。

- ・当社取締役会は、株主意識確認総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意識確認総会の決議に従うものとし

す。

・大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認総会終了時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

(2)対抗措置の内容

当社取締役会は、上記(1)(a)又は(b)において発動することとされる対抗措置として、差別的行使条件及び差別的取得条項を定めた新株予約権(以下「本新株予約権」)の無償割当てを行うこととします。
なお、上記の差別的取得条項には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者等が所有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないことを含みます。

5. 特別委員会の設置及び諮問等の手続

(1)特別委員会の設置

大量買付者に対して対抗措置を発動するか否か等について、当社取締役会による判断の合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。特別委員会の委員は3名以上とし、社外取締役及び社外監査役の中から選任されるものとします。

(2)対抗措置発動の手続

・当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問します。
・特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。
・当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものとします。以上

(注)本プランにおける大量買付行為とは、(1)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、若しくは(2)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為又はこれらに類似する行為を指します。

上記は、本プランの概要をわかりやすく説明するための参考資料として作成したものです。本プランの詳細については、平成21年4月30日付の別途開示資料をご覧ください。

<http://www.kuraray.co.jp/release/2009/pdf/090430.pdf>

<特別委員会の委員について>

平成21年6月19日に開催された当社定時株主総会終了後、同日開催された当社取締役会において、本プランの合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として特別委員会を設置することを決定するとともに、その委員として以下4名(青本 健作、塩谷 孝英、小野寺 弘夫、藤本 美枝)を選任しました。

<特別委員会委員の氏名および略歴>

1. 青本 健作

昭和38年4月	日本輸出入銀行 入行
平成元年6月	同行営業第4部長(資源融資部)
平成3年4月	同行総務部長
平成5年10月	同行欧州・中東・アフリカ担当 外事審議役(ロンドン駐在)
平成7年1月	同行理事
平成10年6月	同行副総裁
平成12年6月	財団法人海外投融資情報財団理事長
平成17年1月	三井物産株式会社顧問 兼 三井石油開発株式会社顧問
平成20年6月	当社取締役(社外取締役)(現任)
平成22年6月	興銀リース株式会社取締役(現任)

2. 塩谷 孝英

昭和41年4月	経済企画庁 入庁
昭和62年7月	通商産業省産業政策局商政課長
平成2年7月	経済企画庁長官官房秘書課長
平成5年6月	経済企画庁国民生活局審議官
平成7年6月	国土庁計画調整局長
平成9年7月	経済企画庁調整局長
平成10年6月	経済企画事務次官
平成12年2月	総合研究開発機構(NIRA)理事長
平成17年5月	大学共同利用機関法人国際日本文化研究センター運営会議委員
平成20年4月	桜美林大学客員教授(現任)
平成20年6月	当社取締役(社外取締役)(現任)、財団法人経済調査会会長(現任)
平成21年10月	財団法人労働科学研究所理事長(現任)

3. 小野寺 弘夫

昭和38年4月	日本銀行 入行
平成2年11月	同行仙台支店長
平成4年6月	同行 退職
同年同月	わかもと製薬株式会社専務取締役
平成12年6月	信栄株式会社取締役社長
平成13年10月	東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー
平成16年6月	信栄株式会社非常勤顧問
平成17年2月	同社非常勤顧問退任
平成18年6月	当社非常勤監査役(社外監査役)(現任)

4. 藤本 美枝

平成5年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会)
同年同月	新東京総合法律事務所(現 坂井・三村・相澤法律事務所)入所
平成15年1月	新東京法律事務所(現 坂井・三村・相澤法律事務所)パートナー(現任)
平成21年6月	当社非常勤監査役(社外監査役)(現任)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 情報開示に係る基本姿勢

当社グループは、企業ミッション「私たちクラレグループは、独創性の高い技術で産業の新領域を開拓し、自然環境と生活環境の向上に寄与します」の実現に向け、タイムリーで十分な情報開示により社会への説明責任を果たすことを基本姿勢としています。
また情報開示にあたっては、企業活動規準(5項目)のうち「私たちは、社会との対話を図り、健全な関係を保ちます」および「私たちは、営業秘密を含む知的財産を尊重し、情報を適切に管理します」をともに実践し、会社の機密情報の厳格な管理と、社会に開かれた企業グループとしての積極的な情報開示を両立させることを原則としています。

当社はこの基本姿勢を明文化した「クラレグループ情報開示ポリシー」、および情報開示の原則と実務を規定した「会社情報開示ガイドライン」に則り、東京証券取引所の適時開示に関する規則上「開示が求められる会社情報」(以下“重要な会社情報”)の開示を的確に遂行するため、以下の社内体制を整備しています。

2. 会社情報の適時開示体制

(1) 情報開示の担当組織

当社グループにおける重要な会社情報に関する開示は、経営企画室IR・広報部が主管部署としてこれを行います。

(2) 情報の収集・管理

当社グループの重要な情報(決定事実・発生事実・決算に関する情報)は、各業務執行組織から経営トップおよびそのスタッフである経営企画室長に報告され、また経営トップの判断・決定を要する事項は「経営会議」の議論に付されます。

情報開示を主管する経営企画室IR・広報部は、各業務執行組織・経営企画室経営管理部・本社スタッフ組織等に配置する情報開示管理者を通じ、重要な情報を適時に取得します。

また事故・災害などの緊急事態発生時には、「緊急対策本部運営規定」に定められた連絡網を通じ、また緊急対策本部における職務を通じ、その情報を適時に取得します。

(3) 情報の開示に関する判定・決定

重要な会社情報に該当する事項は、経営企画室IR・広報部が適時にこれを開示します。重要な会社情報への該否が明らかでない事項は、経営企画室IR・広報部とCSR本部法務部にて協議の上、経営企画室IR・広報部長がこれを判定します。

なお、重要な会社情報に該当しない事項であっても、当社グループが社会に対する説明責任を全うする上で必要な事項に関しては、開示について経営会議で議論の上、社長がこれを決定します。また緊急事態発生時には、上記に関わらず、社長または社長の権限を委譲された役員が、経営企画室IR・広報部長と協議の上、開示について決定します。

